

凡 例

一、本巻は沖繩県史料前近代1である。

一、前近代編の第一回配本に相当するため、前近代史全体を見るうえで基本史料をもって構成し「首里王府仕置」とした。

1 「羽地仕置」は京都市文学部国史研究室所蔵「琉球資料」六六を底本とし、上段に影印を下段にその読みを入れた。なお、編集の上で「琉球資料」一〇九、および東恩納寛惇『校註羽地仕置』（一九五二年、興南社、のち『東恩納寛惇全集』第二巻、第一書房に収録）を参照した。

2 「法式」は京大蔵「琉球資料」九を底本とし、同一〇（ただし三四条の一部までしか含まない残欠本）、崎浜秀明「田舎法式について」（『沖繩文化』三三号、一九七〇年）をそれぞれ参照した。

3 「御教条」は写本の点数が多く底本の選択に不自由しなかったが、京大蔵「琉球資料」四を底本に決め

同五、六、七、八および沖繩歴史研究会編『蔡温選集』（一九六七年）をそれぞれ参照した。

4 「平時家内物語」は京大蔵「琉球資料」五四を底本とし、同五三および沖繩歴史研究会編『蔡温選集』を参照した。

5 「与世山親方宮古島規模帳」は豊見城常任氏蔵のもの（多良間本）を底本とし、欠落の箇所は琉球大学所蔵の別本（琉大本）で補った。

一、右の「首里王府仕置」のほかにその参考史料と目される四点の基本史料を収めた。

1 「琉球国高究帳」は東京大学史料編纂所所蔵のものを収録し、利用の便に供するため間切・島を一覧できる目次を冒頭にかかげた。

2 「宮古島在番記」は島尻勝太郎氏所蔵のものを収録した。

3 「御使者在番記」は故喜舎場永珣翁のコレクション「喜舎場家文書」（現喜舎場永浩氏蔵）中のものを収録した。

4 「八重山島年來記」は現存する多くの写本を参照したが、とくに遠藤本（喜舎場家文書）、宮良本（琉球大學蔵）、我那覇本（八重山博物館蔵）、糸洲本（同上）を底本とし校合した。

一、付録の意味で京大蔵「琉球資料」二、三、二四、二五の三点の文書を「貝摺奉行所文書」として収録した。

一、以上の諸史料の筆耕はすべて沖繩史料編集所蔵の写真複製本を用いて行なった。

一、収録に際してはできるだけ原史料の体裁をとどめるよう努力したが、編集上の都合により次のような配慮を加えた。

1 旧漢字は原則として新漢字に直した。

2 「里」「筑」の略字体は「里之子」「筑登之」と表記した。

3 変体仮名「者」「江」「而」「茂」「与」「里」のように頻出度の高いものは活字を一段落してそのままとし、その他の変体仮名については原則として平仮名に直した。阿↓あ、楚↓そ……………

4 内容とは無関係の後世の書きこみや所蔵者による研究上のメモなどについてはこれを除外した。

5 煩雑な書式についてはこれを編集者の責任で修正した。

6 必要に応じて当該箇所〔―〕「編者注」を付した。

7 原史料の損欠および虫くいは□あるいは□□で示し、（欠）、（損欠）、（虫くい）と傍注を付した。

8 解読不能の文字は□で示した。

9 誤字は（ママ）と傍注したほか、推定しうる正しい字句を括弧に入れて傍記した場合もある。

10 脱字については推定しうる字句を文中に〔 〕で入れるか、あるいは単に（ママ）と傍注を付した。

一、本巻収録史料の筆耕は金城功、大城将保、豊見山和行、高良倉吉の四名が直接これに当り、最終的には高良が総括した。

一、本巻への収録をご配慮いただいた所蔵者各位に対し、記して謝意を表したい。

解題

高良倉吉

『沖縄県史料』前近代編の最初の配本に相当する本巻には、近世琉球を全体として認識する上で基本となる史料を収録することにした。中には、すでに活字印刷に付され一定程度流布しているものもあるが、多くは未刊のものばかりである。

「羽地仕置」「法式」「御教条」「平時家内物語」の四点は、一七世紀後半から一八世紀前半にかけての首里王府の政策基調を如実に伝える一級史料である。これに一八世紀中葉の王府による先島統治の基調を示す「与世山親方官古島規模帳」を加え、以上の五点の史料をもって、首里王府政治路線の枠組を検討する素材たらしめるために「首里王府仕置」として一括することにした。本来ならば、「与世山親方官古島規模帳」と対をなす「与世山親方八重山島規模帳」を収録すべきところであるが、所蔵者の都合を考慮して今回は収録を見合わせることにした。いずれ、『沖縄県史料』の前近代編の別の巻に収めたいと考えている。⁽¹⁾また、農務帳の類、各種の公事帳・規模帳および基本令達文書など首里王府仕置中に含めねばならない重要史料も数多いのであるが、それらについてもいずれ別の巻で収録を予

定しており本巻では紙数の都合でとりあげなかった。

右五点の首里王府仕置に関する史料のほかに、「琉球国高究帳」「宮古島在番記」「御使者在番記」「八重山島年来記」の四点を参考史料として収録した。「宮古島在番記」以下の三点の史料は、近世先島の歴史を考える一級史料であるばかりでなく、首里王府仕置の経過・状況を伝えるものとしても価値があり、また、従来ややすれば軽視されがちな先島歴史の基礎史料について広く紹介したいとの企図をこめて収録したものである。以上の仕置関係史料とは別に、付録の形で三点の貝摺奉行所文書を収め沖縄の漆芸史研究の参考に供することにした。

周知のように「羽地仕置」は向象賢（羽地按司朝秀）摂政期の一六六六年から一六七三年に布達された文書を集成したもので現存する史料の中では首里王府の政治路線をまとめた形で伝える最古のものである。従来この史料のテキストとしては東恩納寛惇『校註羽地仕置』がほとんど唯一のものであった。⁽²⁾ 東恩納本は琉球処分後に内務省に移管された「首里政庁保管の書類」中のもからの写本を底本に、伊波普猷『古琉球』初版（一九一一年）付録のもの、それに島袋源一郎の出した冊子とを校合したものであるが、本巻に収めた「羽地仕置」はそれとは別の『琉球資料』⁽³⁾ 六六（京都大学蔵）中の写本（琉球資料甲本）である。『琉球資料』一〇九にはまた「琉球雜記」と題された今一つの写本（琉球資料乙本、残欠）がある。東恩納本と琉球資料甲本の間には、字句、各文書の配列順などに若干の相違点がみられる程度で本質的なちがいはない。本巻に収録するにあたり琉球資料甲本の影印を上段にかかげ下段にその読みを入れることにしたが、意図するところは、新しいテキストの形状をより完全な形で披露すること、今後の古文書演習の教科書にも活用できること、『沖縄県史料』前近代編の翻刻スタイルを原文との対比で例示できることなどを考慮したためである。

琉球資料本「羽地仕置」の写本がいつおこなわれたのかは不明であるが、表題に「四代羽地王子仕置」とある点に注意すべきである。このことは、たしかに「羽地仕置」の表題が後代に付されたことは争えないにしても、「沖繩県庁の琉球資料」においてその表題がつけられたのではないかとする東恩納寛惇の推定（『役註羽地仕置』中の解題論文）に一定の疑問を投げかけている。むしろ、「羽地仕置」と云ふまとまったものが初めからあったわけではなく、各所管役所で、廻文例寄と称する事務書類に綴込まれたもので、評定所を始め、御近習書院それぞれの役所にこの種の綴込」（東恩納前掲論文）があり、やがて一括して「羽地仕置」と称されるようになったと思うが、それは琉球処分以前の王国時代のある時点（今のところ不明）からである、と考えるべきだろう。

「羽地仕置」の路線を若干の修正——たとえば仕明政策など——を加えつつ継承したのが「法式」である。「中頭法式」「田舎法式」の名でも呼ばれてきたこの文書については、すでに仲吉朝助が「琉球産業制度資料」（小野武夫編『近世地方経済史料』第九・一〇巻、一九三三年に収録）の中に一部抜粋しており、奥野彦六郎『沖繩の人事法制史と現行人事法改正管見』（一九三二年）にも数条が引用され検討が加えられている。⁽⁴⁾ 崎浜秀明も「田舎法式について」（一九七〇年）の中で「法式」の全文をかかけ一定の解説をおこなっている。⁽⁵⁾ このうち全文を紹介した唯一のものである崎浜「田舎法式について」は小川徹収集の我部祖河本⁽⁷⁾と奥野彦六郎写本の二本を校合したものである。本巻に収めた「法式」は右の写本とは異なる『琉球資料』九所収のもので、同じく『琉球資料』一〇所収の残欠本⁽⁸⁾と崎浜紹介のもの⁽⁹⁾を参照して筆耕をおこなった。

「法式」を「中頭方式」と称するのは正しくない。内容に明らかかなように、この文書は中頭のみ限定して布達されたものではなく、琉球全体の地方下知が問題とされているからである。布達されたものが中頭で格護されたために

「中頭法式」の名称が付されたのであろうが、正しく「法式」と称すべきである。「田舎法式」の別称については、「法式」が地方下知のありようを定めたことからおこったと思われるが、しかし、「法式」では王府支配のありかた、地頭の下知体制のありかたも重要な内容をなしているもので、一概に「田舎」の字を冠するのは妥当ではないということになる。「法式」が王府布達の際の原題であろう。

「御教条」「平時家内物語」の二点は、「羽地仕置」「法式」とつづく王府仕置路線の蔡温段階における代表的な布達文書であり、多くの研究者により利用され、沖繩歴史研究会編『蔡温選集』（一九六七年）などですでにその全文が紹介され流布している。ことに、「御教条」は筆算稽古のテキストでもあったためその写本が各地に大量に残っており、本巻の底本の選択にあたって不自由しなかった。『琉球資料』においても四〜八までの五冊は「御教条」の写しであり、その中で最も良質の写本である四所収のものを底本とし、残りは筆耕に際しての参考とした。「平時家内物語」も同じく『琉球資料』五四所収のものを底本として用いた。「平時家内物語」は形式としては総地頭としての蔡温が管下の具志頭間切人民に布達したものであるもので、首里王府の一般的仕置と区別しなければならぬが、「御教条」に関連する補足文書であり、内容的に該時期の王府仕置の一端を示す重要な位置を占めている。したがって、本巻では「御教条」とセットにしてかかげることにした次第である。

「与世山親方宮古島規模帳」は、乾隆三十三年（一七六八）一二月付で宮古の在番・頭らに布達されたものである。

『球陽』巻一五、尚穆王一五年（一七六六）の条に、八月二十八日、御検使を宮古・八重山・姑米三島に遣はして、以て田地を正すを准す⁹⁾とあり、与世山（漢那）親方朝昌（向文源）派遣の経過が説明されている。それによると、宮古の頭らが治政の乱れと経済不振を訴え検使の派遣を求めてきたので、御物奉行は申口官と合議して検使を派

遺することにし、そのことが三司官を経て王に具奏された。検使の大任をおおせつかったのが与世山親方で、彼は宮古同様に八重山・久米島もあわせて仕置すべしとする御物奉行らの合議の結論をうけて、翌一七六七年三月二日那覇を発ち同月二七日宮古着、仕置をおこなった後同年一〇月一五日宮古発、翌一六日八重山着、仕置をおこない翌年六月二日八重山を発ち久米島に向ったが天候不順によりいったん那覇に戻り、その次の年（一七六九年）三月一六日那覇を出て翌日久米島着、仕置をすませて同年五月二七日帰任した。『琉球資料』一六〇および一六六には与世山（漢那）親方の任命文書がおさめられているので、その全文を紹介しておく。⁽¹¹⁾

宮古島の儀跡々相替御仕置致混雜風俗相變百姓農業相怠年貢上納調兼当分之様子ニ而者先々取統候儀不罷成体相及候間御検使被差渡改方被仰付度旨願出有之候八重山島久米島江者右之願出無之候得共大概宮古島同篇及衰微候段相見得候付右之段及言上其方御検使被仰付右三島被差渡候右三島之儀産物宜別而御重宝成所柄就中両先島之儀者其御見合を以年貢夫米等輕目被仰付地下中之田舎ニ者相替役々御扶持方者御蔵入之内より相渡御憐愍之御素立ニ而跡々富饒有之貯方も被仰付置候故往昔爰元飢饉之節者御加勢米等太分差上土民御朝之助為相成儀茂畢竟右体之御見当有之事候人居致繁榮候而も地方広候得者土地之出実猶以相増弥有付可申積候処以之外及衰微候段役々被召立置候詮無之体相見得別而如何之事候然者百姓者国土之根本穀物諸品都而百姓之手を以作出国用相達事候得共至而大切成儀共百姓致衰微候而者諸事不取統国家之煩為過之者無之候百姓召仕方何様有之右式農業相怠候哉題目此所ニ氣を付万端相行敲重相糺首尾可申出候以上

亥二月

この任命文書はほぼ同内容で「与世山親方宮古島規模帳」の冒頭に生かされているが、王府の与世山派遣の主目的が「百姓召仕方何様有之右式農業相愈候哉」、つまり島役人の下知方および百姓愈業の点検におかれた事情をよく伝えてくれている。与世山親方には「御使者在番記」によれば、高宮城親雲上（相附）、津覇里之子親雲上、名城筑登之親雲上（以上筆者）、安室里之子親雲上（与力）、屋宜休宴（附医者）の五名のほかに、宮古から多良間島へ渡る途中行方不明となった高江洲親雲上（附役）、屋我里之子親雲上（筆者）、仲座里之子親雲上三名を加えて都合八名の者が随行していたことがわかる。「規模帳」には与世山のほかに高宮城・津覇・名城・安室の四人が署名している。

先述したように、与世山親方らは「宮古島規模帳」のほかに「八重山島規模帳」をも同年月付で作成しているが、その他現存のものに「与世山親方八重山島農務帳」「八重山島小与座公事帳」があり、その仕置が多方面におよんだ状況を示している。収録の「宮古島規模帳」の一条に柚山仕立方および耕作方「両様共下知方入念候様段々仰渡置候処別而大形相見へ甚以不可然依之一廉手替之働無之候而不叶候付左之通役々召立勤方之次第別冊を以申渡候間」とあることからすると、宮古も八重山同様に農務帳が布達されたのであろう。ともあれ、「与世山親方宮古島規模帳」は、王府の先島対策の特質を解明しうる一級史料であり、また、宮古歴史の重要な局面をうかがわせる内容を含んでいる。⁽¹²⁾

以上の「羽地仕置」から「与世山親方宮古島規模帳」におよぶ五点の首里王府仕置文書の参考史料として、「琉球国高究帳」「宮古島在番記」「御使者在番記」「八重山島年来記」の四点を本巻に収録した。

「琉球国高究帳」は両先島を除く琉球の村高を記載したものであるが、残念ながら作成年が明記されていない。梅

木哲人はこの文書の成立年代を一六三五年から一六四八年の間としており、その理由として、①寛文期以後に新設される間切名のないこと②間切名の中に近世的行政区画確立以前のものが含まれていること③村名の表記が方言に忠実であること④以上の②③は慶長検地の記録を反映しているとみられること⑤石高の総計が寛永盛増（一六三五年）と一致していること⑥一六四八年に新設される久米島の仲里村などが登場していないこと、などをあげている。⁽¹³⁾ 現段階の傍証史料の現状を考慮しても、右の梅木の推定は妥当と思われる。この「高究帳」は現存する史料の中では間切高・村高を記載した最古のものであるが、それが「御評定所 西日番」の文書であることは留意すべき点である。三番の一つ、西日番の職掌を検討する一つの手がかりを与えているからである。

「宮古島在番記」は白川氏上地與人恵贅により編集され、乾隆四五年（一七八〇）の序文がある。その後仕次され明治二七年（一八九四）におよんでいるが、いうまでもなく宮古史研究の基本史料の一つであると同時に、在番制などとの関連で王府による宮古統治の経過を知るうえで欠かせないものである。⁽¹⁴⁾ この史料は稲村賢敷『宮古島旧記並史歌集解』（一九六二年、復刻一九七七年）に抄訳があり、また、下地馨『宮古の民俗文化』（一九七五年）に全文紹介されているが、両著とも不完全である。稲村のものは抄訳であるから当然としても、下地のものは誤字・脱字がはなはだしく史料としては粗雑に過ぎる感がある。本巻には島尻勝太郎蔵のものを収めたが、写本としてはかならずしも良質とはいえない。ただ、「宮古島在番記」は下地馨蔵のものとの島尻蔵のもの二本しか現存しておらず、その中で最もすぐれている島尻蔵のものを本巻ではとった。

「御使者在番記」は八重山の「宮古島在番記」に相当する史料であるが、現存する写本は明治二五年に遠藤利三郎が宮良信明に委託して筆写させたもの（遠藤本）が唯一のものである。八重山在番、検使、使者、検見使者などの派遣

状況が刻明に記されており、「宮古島在番記」同様史料的价值はきわめて高い。編集は本文冒頭に記されているように、康熙三十一年（一六九二）に在番および頭らの手で旧記を参考におこなわれ、その後蔵元において仕次されたとみられる。⁽¹⁵⁾

「八重山年来記」は多くの写本が残っており、現在確認できるだけでも以下の七点の写本が残っている。

- ① 遠藤本（喜舎場文書） 洪武元年～康熙二十四年 明治二五年に遠藤利三郎が花城長勝に委託して筆写させたもの
- ② 喜舎場本（同右） 万曆七年～乾隆三十六年 昭和二八年に玻座真理楨の秘蔵するものより喜舎場永珣が筆写したもの
- ③ 大浜本（同右） 洪武元年～康熙二十四年 昭和五年に大浜孫伴の手で刊行された謄写版
- ④ 喜舎場甲本（同右） 洪武元年～康熙二十四年 写本の事情不明
- ⑤ 我那覇本（竹原家文書） 洪武二九年～嘉慶一五年 我那覇孫規の手になる写本
- ⑥ 糸洲本（糸洲家文書） 洪武元年～乾隆三七年 上官氏西表首里大屋子の筆写、嫡子糸洲仁屋に伝えられたもの
- ⑦ 宮良本（宮良殿内文庫） 洪武元年～嘉慶二二年 光緒七年に松茂氏宮良当宗の手で筆写されたもの

右の写本のうち遠藤本が最もすぐれているが、ただ遠藤本は康熙二十四年（一六八五）の分までしかないもので、それ以後は遠藤本につぐ良質の写本である我那覇本・糸洲本・宮良本の三本を用いた。「八重山年来記」は、遠藤本の記載する年代までは諸本にさしたる異同はないが、遠藤本以後の記事については諸本間に大きな異同があり、「年来記」編集のうえである種の事情を示唆している。おそらく、遠藤本の時期までは「年来記」として編集されたが、それ以後の仕次においては蔵元の行政日誌から一定の自由な摘出をおこなったため、諸本に記事のバリエーションが生じたのではないかと思われる。

また、「八重山島年来記」という名称もかならずしも安定したものではない。遠藤本にはもともと表題はなく、一

九四六年八月に喜舎場永珣が八重山島年来記と名称を付したにすぎない。喜舎場本も同様に昭和二八年に喜舎場永珣が表題を付したものである。大浜本も大浜孫伴により同名の題がつけられているが、これに対し我那覇本は「八重山島旧記」、糸洲本は「洪武之始より王代記」、宮良本は「中山王代記諸例抜」とそれぞれ表題があり、喜舎場甲本には表題が全く付されていない。こうした名称の異同がこれまで研究者に混乱を与えてきたのであるが、本巻に収録するにあたり、すでに定着しつつある「八重山島年来記」の称をとることにした。その理由は、たしかにこの文書の前半には王代的な記載はあるものの、近世期以後の記事については八重山をめぐる行政日誌としての性格が濃厚であり、「八重山島年来記」の称が最も内容にふさわしいと思えるからである。「年来記」は、「御使者在番記」同様に蔵元における行政の参考文書として用いられたと見られ、両者を合わせると、近世八重山の状況および王府仕置の概略をつかむことができる。

さて、付録としてかかげた三点の貝摺奉行所文書は、沖縄の漆芸史研究にとって従来ない貴重な記録である。六代福原実知事の求めに応じてまとめられた石沢兵吾『琉球漆器考』（一八八九年）によれば、当時県庁の引継書類の中に漆器製造に関する図画および仕様帳の類が一個の長持分ほども充満していたというが、残念ながら今に伝わっていない。その事情も手伝って、従来、漆芸史の古典的研究である石沢『琉球漆器考』が主な典拠として永く用いられてきたのであるが、本巻に収めた三点の文書は、そうした状況を打開しようとする新しい研究にとって貴重な素材としての意義をもつものである。収録するにあたって、『琉球資料』の通し番号順とし、年代順にはこだわらなかつた。

道光九年（一八二九）六月に作成された「当夏大和江御進上御道具御内證様御用之御道具図并入目料帳」は、種姫婚姻の祝儀贈品として、また御内證御用の品として、注文のあった漆器を貝摺奉行所において製作した際の経費、材

料、図案を記したもので、いふなれば一種の製作仕様書に相当するものである。文書に明らかのように、貝摺奉行所の職人たちは期日に間にあわせるために昼夜製作にはげんだらしいが、仕上がった品々は年頭使が宰領を兼務したのであった。『中山世譜』附卷五によれば、この時派遣された年頭使は向氏伊是名親方朝英であったが、年頭慶賀の用向きのほかに種々の任務が与えられており、その一つに種姫様出嫁を賀することが含まれていた。⁽¹⁶⁾ 同治九年（一八七〇）の「大和へ御進物道具図并入目料帳」は、尚泰の世子尚典（中城王子）の免朝を謝するため今帰仁王子朝敷・三司官宜野灣親方朝保を上国させる際の進物に関する製作記録である（『中山世譜』附卷七、『尚泰侯実録』参照）。道光七年（一八二七）の「大和へ御進物道具図并入目料帳」は、尚瀨王退位、世子尚育即位の件につき義村王子朝顯を上国せしめる際の進物、および年頭使与那原親方良綱に宰領させる若殿・孝姫婚姻への祝儀贈品に関する仕様書である（『中山世譜』附卷五参照）。種々の名目で薩摩側に漆器を進上したことがうかがわれるが、そうした贈品の製作機関として貝摺奉行所が位置づけられていた事情がよくわかる。

右の三点の文書（本巻ではこれを貝摺奉行所文書と称して一括する）は、貝摺奉行所における漆器製作の具体例として貴重なものであり、今のところこれに比肩しうる記録は見つかっていない。石沢『琉球漆器考』収録の図版とあわせて、この貝摺奉行所文書が沖繩の漆芸史研究に占める位置はきわめて大きいと考えるが、ただ残念なことに、虫喰いによる損失が目立っており、文書の原形を完全に復元しえないことが惜しまれる。それに、判読しかねる文字も多く筆耕にはなはだ難渋した。

沖繩の前近代史は解明されるべき課題がいまだに大量に横たわっているが、その課題を追求する作業の基礎は、いふまでもなく諸史料の体系的な分析にある。本巻がそのための一助となりうることを確信したい。

〔註〕

- (1) 「与世山親方八重山島規模帳」は故比嘉春潮翁のコレクションにあり、それを崎浜秀明氏が『沖繩旧法制史料集成』第三卷（一九六七年、謄写版）中に「八重山島規模帳」の題で全文紹介している。
- (2) 東恩納『校註羽地仕置』（一九五二年）は原文、翻訳のほかに詳細な解題が付されており、『東恩納寛停全集』第二卷（一九七八年、第一書房）にも再録されている。なお、『全集』には編集者により諸本との異同を整理した書誌がある。
- (3) 『琉球資料』は一七三冊におよぶ大な古文書集である。内容は多岐におよんでおり、近世琉球解明に様々な話題を提供するものが多く含まれている。京都大学において製本され、『琉球資料』の名が付されているが、入手経路については今のところ不明。
- (4) 『近世地方経済史料』第九卷二六ページに墓地設置方の事一条が収録されている。
- (5) 復刻『沖繩の人事法制史』（一九七七年、至言社）参照。
- (6) 『沖繩文化』三二号所収。崎山氏の全文紹介は先駆的なものであるが、読みちがいと思われる箇所があり完全ではない。
- (7) 小川徹「村落研究における地方史料」（九学会連合沖繩調査委員会『沖繩』、一九七六年、弘文堂）六六ページ参照。なお、我部祖河本「法式」については未見。
- (8) 同治一〇年（一八七二）二月、美里御殿御供山城村城間にやの写し。三四条目の「……………漸々致仕明又者為松盛生伐不自由」で本文は切れている。
- (9) 球陽研究会編『球陽』読み下し編（一九七四年、角川書店）三六三ページ。
- (10) 「御使者在番記」では八重山着は一月一六日である。瘧疾流行のためしばらくは真謝離に詰屋を仕立て滞在、一二月五日に石垣に移り翌日から石垣各村の視察、翌年一月一六日から離島の視察をおこなったようだ。
- (11) 高良倉吉「兩先島に関する新史料の紹介」、『沖繩歴史研究会会報』二号、一九七八年参照。

(12) 底本とした「与世山親方宮古島規模帳」は一九七六年に県教育庁文化課派遣の調査団(安良城盛昭・島尻勝太郎・上江洲敏夫)により多良間島で発掘されたものであり、文化課はこれを一九七九年三月に写真複製本として刊行している。「規模帳」の分析については沖縄歴史研究会近世史料研究部会「『与世山親方宮古島規模帳』の検討」(『沖縄歴史研究会会報』三号、四号、一九七八年)参照。

(13) 梅木「薩藩統治下の沖縄の農村について」、『史潮』新2号、一九七七年。

(14) 島尻勝太郎「宮古島旧記について」、『沖縄史料編集所紀要』創刊号、一九七六年。

(15) 高良倉吉「近世八重山派遣使者在番年譜について」、『沖縄史料編集所紀要』第五号、一九八〇年、同著「沖縄歴史論序説」(一九八〇年、三一書房)収録、参照。

(16) 伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書』五、九五ページ。